

武雄市の給与・定員管理等について

平成31年4月26日

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口(29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度 の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	49,137	27,529,857	686,203	2,983,497	10.8	13.2

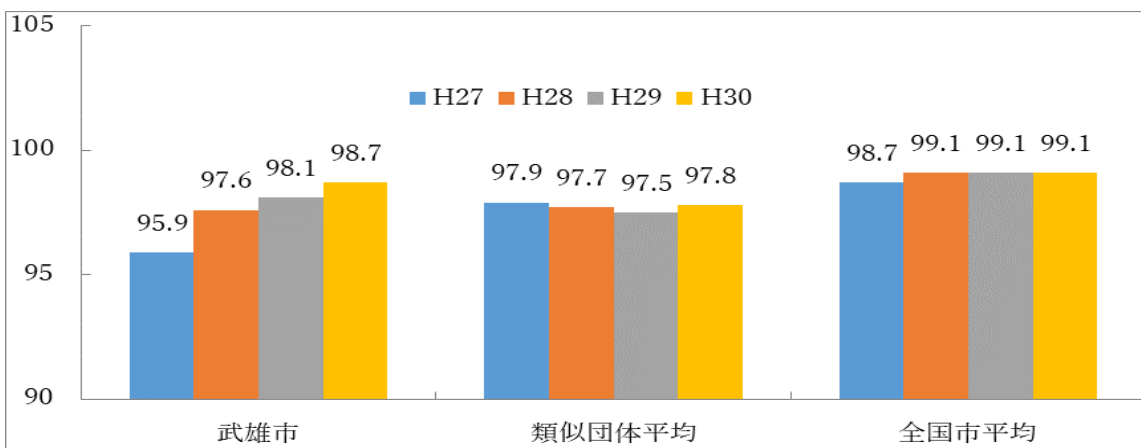
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
29	317	1,167,488	184,491	467,878	1,819,857

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,741	千円 5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、佐賀県の見直し内容を踏まえて改定。

若年層については最大1.9%の引上げ。高齢層については最大2.2%の引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
武雄市	41.3歳	315,500円	368,383円	346,081円
佐賀県	42.4歳	326,844円	394,579円	352,922円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	42.1歳	315,170円	373,014円	343,420円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
武雄市	55.7歳	8人	318,800円	346,476円	328,359円	—	—	—	—
うち用務員	55.5歳	6人	318,567円	329,001円	329,001円	用務員	55.6歳	207,200円	1.59
佐賀県	54.2歳	103人	324,521円	365,987円	338,344円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	51.3歳	18人	299,735円	328,925円	312,342円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
武雄市	—	—	—
うち用務員	5,488,394円	2,808,700円	1.95

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成27年～29年の3ヶ年平均）

※技能労務職の種別と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分		武雄市	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	179,800円	179,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	144,500円	—
	中学卒	136,300円	136,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,367円	336,800円	379,974円	408,731円
	高校卒	205,200円	304,640円	345,282円	382,563円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

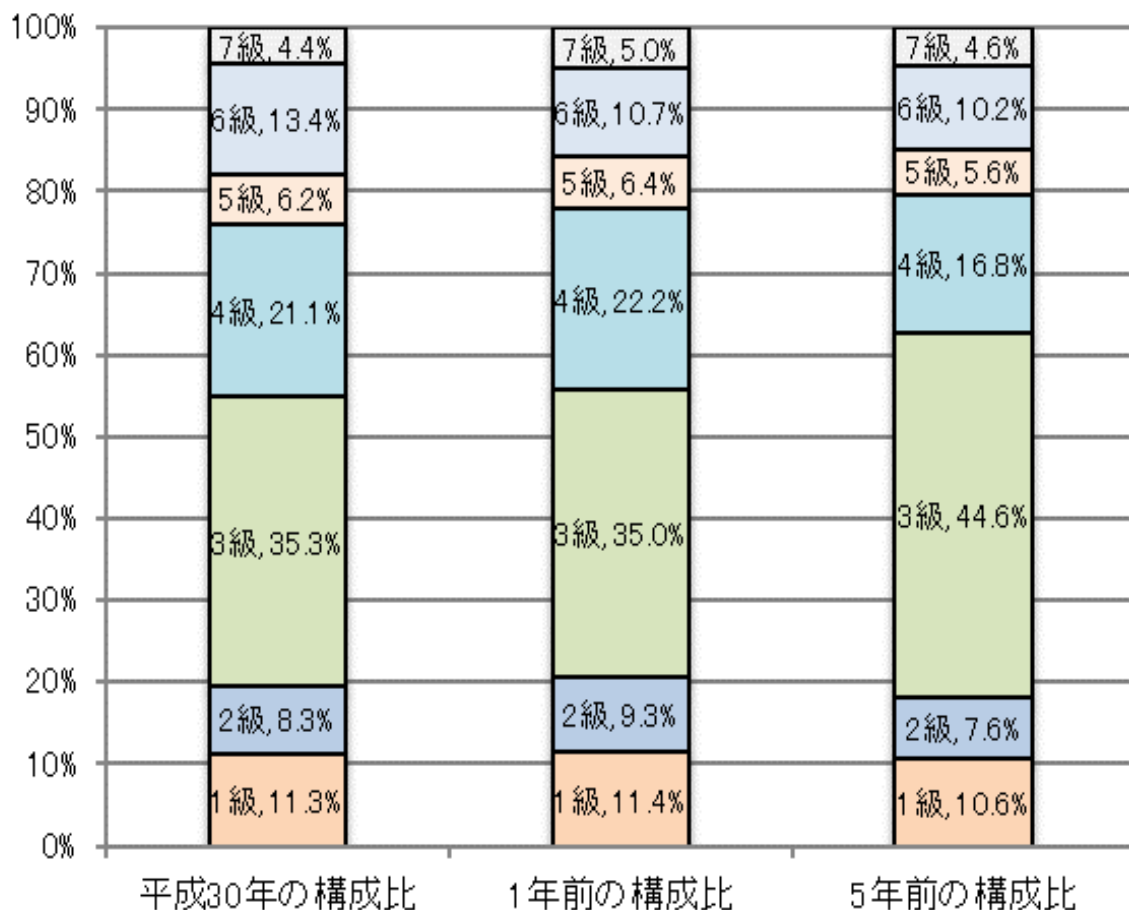
(注) 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

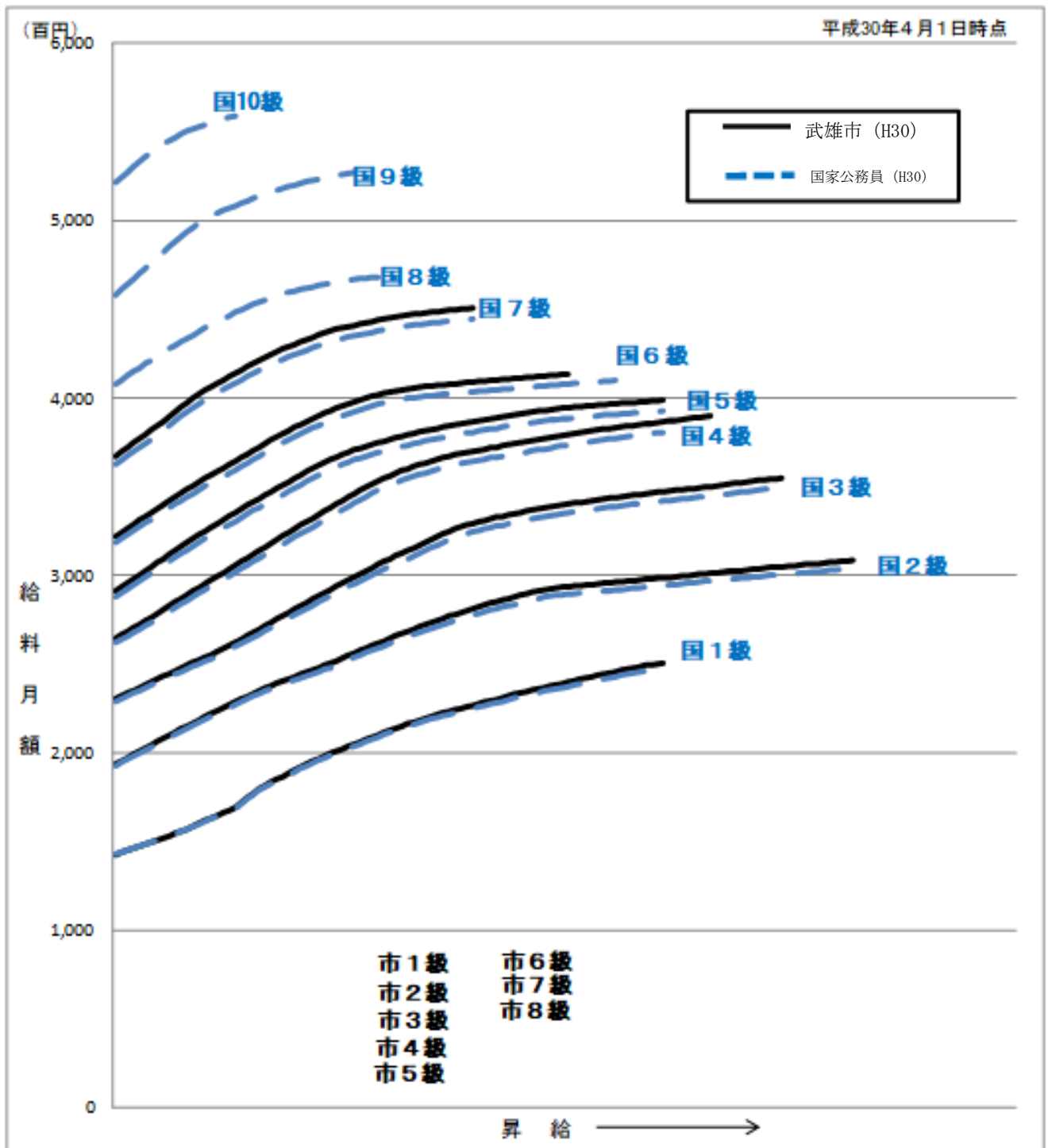
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長の職務又はこれに相当する職務	12人	4.4%	367,000円	450,700円
6級	困難な業務を所掌する課長の職務又はこれに相当する職務	37人	13.4%	322,000円	413,400円
5級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長代理の職務又はこれに相当する職務	17人	6.2%	291,200円	398,600円
4級	1 課長代理の職務又はこれに相当する職務 2 特に困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する職務	58人	21.1%	264,400円	389,700円
3級	係長の職務又はこれに相当する職務	97人	35.3%	230,400円	354,900円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	23人	8.3%	193,600円	308,300円
1級	定型的な業務を行う職務	31人	11.3%	142,500円	250,400円

(注) 1 武雄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））平成30年4月1日現在



(3) 昇給への人事評価の活用状況（武雄市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	8号給		8号給	
上位、標準の区分	6号給		6号給	
標準、下位の区分	2号給		2号給	
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
未定	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

武 雄 市	佐 賀 県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,489千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,671千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 有 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 有 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10%	（加算措置の状況） 有 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（武雄市）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

武 雄 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～20%加算 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～45%加算		
1人当たり平均支給額 9,465千円 22,285千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0%	1人	20.0%

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		1,226千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		33,127円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		10.5%		
手当の種類（手当数）		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税事務従事手当	税務職員	市税の徴収事務に従事	396千円	3,000円/月
伝染病防疫作業従事手当	従事した一般職員	伝染病患者の救護又は伝染病菌 附着物件の処理作業に従事 伝染病家畜の防疫作業に従事	—	290円/日
結核患者等家庭訪問手当	保健師	結核患者等の家庭訪問指導の業 務に従事	—	290円/日
社会福祉業務手当	福祉事務所職員	生活保護法に基づく指導、相談、 調査の職務	300千円	5,000円/月
行旅病人、死亡人取扱手当	従事した一般職員	行旅死亡人等の取扱業務に従事	—	3,000円/件
衛生処理業務手当	衛生処理センターの職員で 衛生処理に従事した職員	衛生処理業務に従事	55千円	5,000円/月
用地交渉手当	従事した一般職員	公共事業に伴う物件の取得・使用・ 補償の業務に関し、所有者・権利者 と直接交渉する業務に従事	—	650円/日
競輪開催業務従事手当	従事した一般職員	競輪開催業務に従事	441千円	300円/日
給水停止手当	従事した水道職員	給水停止業務に従事	26千円	300円/日
冬期深夜作業手当	従事した水道職員	冬期の深夜に給配水管の破損修 理、埋設作業に従事	9千円	500円/件

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	52,945千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度）	201千円
支給実績（28年度決算）	53,724千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度）	162千円

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶 養 手 当	子 子以外 10,000円 6,500円 特定期間 (16歳~22歳までの子) の加算 1人につき 5,000円	同	—	千円 38,917	円 282,007
住 居 手 当	借家・借間 支給限度額 27,000円	同	—	千円 17,289	円 303,316
通 勤 手 当	自動車等利用者 片道2km以上 距離区分により 2,000円~24,500円 交通機関利用者 支給限度額 55,000円	同	—	千円 15,125	円 66,630
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 部長級 67,500円 6級の課長級 42,500円 5級の課長級 40,100円	同	—	千円 31,477	円 582,907
休 日 勤 務 手 当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給料額×1.35×時間数	同	—	千円 20,039	円 139,160
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを状況とする職員に支給 定額 30,000円 加算限度額 70,000円	同	—	千円 114	円 114,000

5 特別職の報酬等の状況 (30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	950,000円 (950,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 980,000円 / 430,000円	
	副 市 長	760,000円 (760,000円)	794,000円 / 512,000円	
	収 入 役	— 円 (— 円)		
	報 酬	議 長 490,000円 (490,000円)	528,000円 / 327,000円	
	副 議 長	440,000円 (440,000円)	462,000円 / 279,000円	
	議 員	410,000円 (410,000円)	431,000円 / 259,000円	
期 末 手 当	市 長	(29年度支給割合)		
	副 市 長	3.3 月分		
	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長	3.3 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×50/100×在職月数	22,800,000円	任期满了または退職時
		給料月額×30/100×在職月数	10,944,000円	任期满了または退職時
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

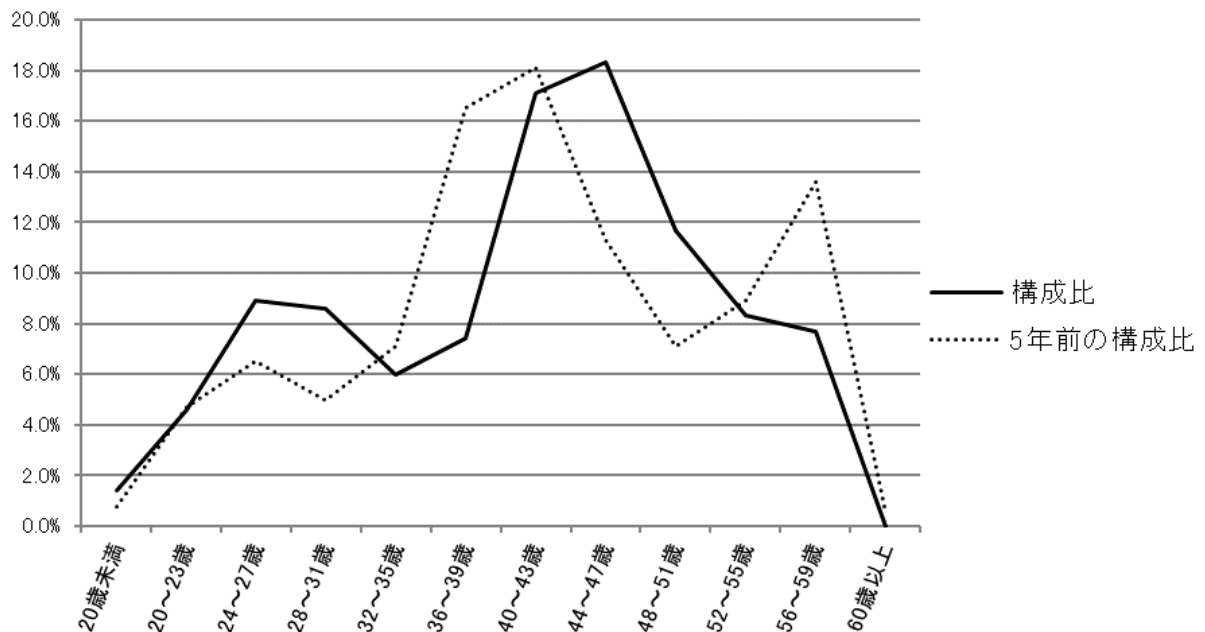
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	組織改編による事務の統廃合
		総 務	88	86	△2	
		税 務	28	28	0	
		労 働	1	1	0	
		農 水	22	23	+1	
商 工		16	15	△1		
土 木		37	33	△4		
民 生	45	44	△1			
衛 生	23	22	△1			
	計	266	258	△8	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.49人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.28人)	
	教 育 部 門	51	52	+1		
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	317	310	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.04人)	
公 営 会 計 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他		11	11	0	公営企業会計の導入による事務の増
			7	10	+3	
			19	19	0	
	小 計	37	40	+3		
合 計			354	350	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.2人
			[472]	[472]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20~23歳	24~27歳	28~31歳	32~35歳	36~39歳	40~43歳	44~47歳	48~51歳	52~55歳	56~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	16人	31人	30人	21人	26人	60人	64人	41人	29人	27人	0人	350人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	294	282	278	276	266	258	△36 (△12.2%)
教 育	59	61	57	55	51	52	△7 (△11.9%)
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	353	343	335	331	317	310	△43 (△12.2%)
公営企業等会計計	39	39	38	37	37	40	+1 (+2.6%)
総合計	392	382	373	368	354	350	△42 (△10.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。